

議第28号

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例

琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

付則第 6 項中「琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（令和 2 年滋賀県条例第56号）」を「琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（令和 8 年滋賀県条例第 号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。